

回覧

千福が丘区の皆様へ

去る9月18日（木）、千福が丘小学校体育館において、裾野市主催の説明会を開催しました。お忙しい中ご参加くださった皆様、ありがとうございました。

その際、参加されなかつた方、また途中でお帰りになつた方などがいらっしゃいましたので、市が説明した内容や、主な質疑応答をまとめたものを回覧いたします。

なお主な質疑応答は、内容別にまとめてあるため、順序は前後しています。また内容を整理していますので、説明会時と一語一句同じではありません。予めご了承ください。

裾野市自治振興課

【裾野市長 村田 悠 あいさつ】

今年度、千福が丘区において区長が委嘱できていない状態です。

そして本来区長を通じて行われるべき業務が円滑に行われていないとの声が多数寄せられています。

本説明会は、この状況下で市として何ができるのか、何をすべきかを整理し、住民の皆様にご説明するために開催しました。

【裾野市から説明した主な内容】※別紙参照

- ①説明会当日に配布した資料に沿って説明
- ②市回覧・配布物の配送方法の暫定的な対応について（案）（別紙4P）
 - ・市からの回覧・配布物についてのお問合せが多い事、また市も住民の皆様に市の情報が届いていないことを問題としている。
 - ・現在町内会館から各班長に配送されている方法を変更し、市が直接班長に配達し、班の皆様に回覧・配布していただく方法にすることを考えている。
 - ・市は自治会員であるかないかに関わらず、裾野市民である方全員に回覧・配布をお願いしたい。
 - ・市は個人への郵送はせず、班長に回覧・配布をお願いしたいので、今年度下期の班長全員にご協力いただきたい。
 - ・市が提案するこの方法は、区長が未委嘱の期間、最長で今年度末までとする暫定的な対応。それまでに自治会運営を正常化させていただきたい。
 - ・令和8年度以降も区長が決定しない場合、市はこの配送方法を継続しない。もしこの状態が続く場合、令和8年度以降は、市役所本庁や富岡支所などの公共施設で受取りをしていただきたい。

【主な質疑応答】

区長の推薦、区長委嘱について

Q 令和7年度、市は千福が丘区長を委嘱しているか。

A 委嘱していない。

Q 区長を名乗っている人がいるが、どういうことか。

A (市の委嘱した区長ではなく) 区の中の役職と認識している。

Q (6月に臨時総会を開催し、) 住民の過半数の承認を得た区長(候補者)がいる。その人を市が委嘱しないことについて説明してほしい。

A 令和7年3月中に、2名の推薦書が提出された。市は2人共に推薦書を不受理とし、区で1本化してほしいと依頼した。その後あと1人を加え、3人の推薦書が提出されており、未だ1本化されていない。市はその経緯も含め、住民の民意が判断できないため、現時点で誰も区長に委嘱していない。

Q 「裾野市区長設置規則」では、各区から推薦された者を市が委嘱するとある。住民の民意で推薦された人であれば良いが、勝手に提出した人についてなぜ有効(委嘱)にするのか。

A 通常、前年度区長が次年度区長の推薦書を提出する。市は(区内で)どのように決定しているのかは確認していない。また複数人推薦者が出来ることは想定していない。

Q 現在千福が丘区は、区長と自治会長が別々である。自治会長が区長となるというのではダメか

A 千福が丘区の会則等で決まっていると認識しており、その正誤性について、市は判断できない。また市がその決まりを変更することもできない。

Q 区から3人推薦があったというが、各自にその根拠を求めるのか。

A 根拠が出されても、現在市に判断する基準がない。

Q 今後の市の対応について基準を作るのはどうか。そしてその基準を満たした人を区長に委嘱するのはどうか。

A 複数名の推薦があった場合等に対応するため、具体的な基準を設ける。例えば、区民の過半数が承認した人を市は委嘱するなど、今後同様の事態が起きた場合にも対応できるよう内容は検討する。

総会の開催・区長選挙について

- Q 市が協力して総会を開催してほしい。
A 市が自治会の運営に介入することはできない。

Q 市が区長選挙を行ってほしい

- A 民事介入になるため、行うことはできない。

総務市区運営費交付金について

- Q 令和5年度の交付金は返還、6年度は辞退と聞いている。令和7年度はどうか。
A 令和7年度は申請がないため未交付。

区の分割等について

- Q 現在の千福が丘区を分割（2～4つに）するのはどうか
A 選択肢としてはあるが、市が判断することはできない
- Q 「区（自治会）」の基準はあるか。例えば1,000戸のうち、何件抜けたら区になれないのか。
A 基準はない。

回覧・配布物の配達について

- Q 市回覧・配布物の提案は早急に行ってほしい。市が班長に配布することは徹底してほしい。
A 今後班長にご意見をいただく
- Q 区内の一般的な回覧物はどうなるのか
A 今回の対応は、市の回覧・配布物について、通年行っている回覧配布の方式に組み込む形になる。ただし、区内で独自に回しているものを市は統制できない。
- Q この現状が解決せず、令和8年度以降も市が区長の委嘱をしない場合、市の回覧・配布物への対応は継続してもらえるのか
A 最長で令和7年度末（R8.3月末）までとする。それまでに自治会運営を円滑にしていただきたい。
- Q 支援としてはこれが最大限なのか、最小限なのか
A 回覧・配布に関しては、市の情報が現状多くの区民に伝わらないという課題について、ベストと考えている。